第三十七条の四の五の見出しを「（輸出酒類販売場における購入者への説明事項）」に改め、同条第一項から第四項まで、第六項及び第七項を削り、同条第五項中「第四十六条の八の二第九項」を「第四十六条の八の二第三項」に改め、同項第一号中「本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その」を「法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認は、免税対象酒類（同項に規定する免税対象酒類をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を購入した日から九十日以内に本邦から出国する際の」に、「又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に」を「に対して」に、「旅券等を提示し」を「旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して受けるものである旨及び免税購入対象者をいう。）は、当該税関長の求めに応じて当該免税対象酒類を提示できるようにし」に改め、同項第二号中「免税酒類を」を「法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認を受けた免税対象酒類を」に、「本邦から出国する際に所持していなかつた」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた」に、「、当該免税酒類」を「当該免税対象酒類」に、「法第八十七条の六第一項の規定の適用」を「同項の規定」に、「徴収される旨」を「徴収され、かつ、同条第十六項の規定により刑罰が科されることがある旨」に改め、同項を同条とする。

第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までを次のように改める。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の六　施行令第四十六条の八の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、当該免税対象酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量とする。

2　施行令第四十六条の八の二第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第五項、次条第一項及び第三十七条の四の十において同じ。）を経営する酒類製造者の氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報（法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信する方法とする。

3　前項に規定する方法により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4　前二項に定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5　消費税法施行規則第六条の四第五項及び第六項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を経営する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報（同条第三項に規定する税関確認情報をいう。）の保存について準用する。この場合において、同令第六条の四第五項中「令第十八条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と、「購入記録情報（租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項において同じ。）」と、「法第八条第三項」とあるのは「同法第八十七条の六第三項」と、「次項及び第九条第七項」とあるのは「次項」と、同条第六項中「令第十八条第十項及び前項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の六第五項において準用する前項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「同条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と読み替えるものとする。

（承認送受信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の七　消費税法施行規則第九条第四項の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。次項並びに第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）が委託を受けて事務を行う当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第四項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「輸出物品販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出物品販売場をいう。第七項において同じ。）に係る同法第八十七条の六第二項前段」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。第七項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2　消費税法施行規則第九条第七項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者が委託を受けて事務を行う酒類購入記録情報の提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第七項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「提供等につき」とあるのは「提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下この項において同じ。）につき」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）」と、「譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段」とあるのは「販売するために移出した免税対象酒類（同法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。）に係る同法第八十七条の六第三項後段」と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九　削除

第三十七条の四の十第一項第三号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　当該酒類の製造場に係る酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び消費税法施行規則第九条第三項の規定により通知を受けた識別符号

第三十七条の四の十第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申請者の電子メールアドレス

第三十七条の四の十第二項を次のように改める。

2　施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面

二　酒類購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し）